

CLOMO キットティングサービス利用規約

CLOMO キットティングサービス利用規約（以下「本規約」とします）は、株式会社アイキューブドシステムズ（以下「当社」とします）が提供する SaaS サービス CLOMO（以下「CLOMO サービス」とします）を利用する上で不可欠であるキットティング作業代行サービス（以下「本サービス」とします）を利用する者（以下「利用者」とします）に適用され、本サービスを利用する際に遵守すべき事項、その他当社との権利義務関係が規定されます。全ての利用者は、本サービスの利用をもって本規約に同意したものとみなします。

第1条 本サービスについて

1. 本サービスは、当社が提供する CLOMO サービスを利用する上で不可欠であるモバイルデバイス（以下「端末」とします）のキットティング作業代行サービスです。本サービスは基本メニューと利用者が任意に選択可能な選択メニューにより構成されるものとし、その詳細は別途サービスメニューに定めるものとします。
2. 当社は、本サービスの全部又は一部に対して、商業上合理的な変更を随時行うことができるものとします。
3. 前項に基づき当社が本サービスに重大な変更を加える場合、緊急の場合を除き、当社は利用者にかかる内容を事前に通知するものとします。

第2条 利用申込手続

1. 本サービスの利用希望者は、当社所定の利用申込書に必要事項を記載の上、当社又は販売代理店等にこれを提出するものとします。
2. 当社は、利用希望者から利用申込書を受領後、本サービスを受託する旨を利用希望者に通知した時点をもって、利用希望者と当社の間の本サービスに関する契約が成立するものとします。但し、以下のいずれかに該当する場合、当社は、利用希望者の利用申込を拒絶することができるものとします。
 - (1) 利用申込書に虚偽記載がある場合
 - (2) 過去に当社の提供するサービスについて契約・利用規約に違反した事実がある場合
 - (3) 本利用規約に違反するおそれがある場合
 - (4) 利用希望者又はその関係者が反社会的勢力に属するおそれがあると当社が判断した場合
 - (5) その他当社が不相当と判断した場合
3. 利用者において、利用申込書記載事項に変更が生じた場合、利用者は直ちにこれを当社に届け出るものとします。

第3条 サービス対価

1. 本サービスの対価は、端末1台あたり5000円（消費税及び地方消費税別）とし、利用者は、本サービスに関する利用契約の成立後直ちに当社所定の銀行口座に振込送金する方法により支払うものとします。なお、振込手数料は利用者の負担とします。
2. 当社は、当社に責がある場合及び第5条4項に定める場合を除き、いかなる理由によっても受領した本サービス対価を返金する義務を負わないものとし、利用者の都合で本サービスの利用中止・放棄を申し出た場合、当該申出の時点をもって、本サービスの提供が完了したとみなすものとします。
3. 当社は、利用者が本サービスの対価を当社に支払わない場合、本サービスの提供を停止することができるものとします。
4. 前各項にかかわらず、利用者が販売代理店等を経由して本サービスを利用する場合、支払いに関する事項は利用者と当該販売代理店等との間における各種契約に準じるものとします。

第4条 デバイス等の調達

1. 端末及び付属物品（以下「端末等」とします）は、利用者において調達した上で、利用者又は販売業者の責任と費用負担において梱包し、予め当社と合意した期限までに当社の指定する事業所に配送するものとします。当社は、事業所に配送されるまでに生じた端末等の汚損・破損等について、いかなる責任も負わないものとします。
2. 前項に定める端末等の当社指定事業所への配送は、当社の事前の承諾がないかぎり、利用申込書に記載された端末数分の一括配送を要するものとし、分割による配送は認められないものとします。
3. 当社の事前の承諾がある場合を除き、当社指定事業所へ配送された端末等の数が利用申込書に記載された端末等の数を超過する場合、利用者は、当社に対して、直ちに当該超過分に相当する本サービスの対価を支払うものとします。また、当社の事前の承諾がある場合を除き、当社指定事業所へ配送された端末等の数が利用申込書に記載された端末等の数に満たない場合、利用者は、当社に対して、当該配送不足端末数分に相当する本サービス受領権を放棄したものとみなします。
4. 利用者が選択した本サービスメニューに、端末へのフィルム貼りやケース入れ業務が含まれる場合、利用者はフィルム・ケース等の必要物品を別途購入して予め当社と合意した期限までに、利用者の責任と費用負担において当社の指定する事業所に配送するか、又は、当社指定のフィルム・ケース等の必要物品を当社から購入するものとします。なお、フィルムについては、貼り付け予定端末数の110%に相当する枚数（小数点以下は繰り上げるものとします）を必要枚数とし、本サービス完了後に余剰が生じた場合も当社はこれを利用者に返還する義務を負わないものとします。
5. 当社からフィルム等の必要物品を購入する場合の支払方法は、サービス対価の支払方法に準じるものとします。

第5条 本サービス完了後の端末の配送について

1. 当社は、本サービス完了後、当社の責任と費用負担において端末等を梱包した上、当社指定業者の精密機器輸送サービスを用いて、着払いにて利用者の指定する事業所にこれを配送するものとします。但し、利用者が自己の費用と責任において輸送業者を指定する場合、当社は、可能な限りこの指定に従うものとします。また、かかる場合、利用者は当社の請求に応じて当社に発生した費用相当額を当社に支払うものとします。

2. 当社の責任範囲は、前項に定める梱包作業までとし、輸送中に生じた端末等の汚損・破損等については、いかなる責任も負わないものとします。
3. 利用者は、端末等の受領後直ちに検収を行い、本サービスに不備があれば受領日の翌3営業日以内に当社にその旨を通知するものとします。当該3営業日の経過、又は、利用者が検収合格を当社に通知した時をもって、当社による本サービスの提供は全て完了したものとみなします。
4. 利用者による端末等の受領後、3カ月以内に本サービスに契約不適合が発見された場合、当社は当該端末にかかる本サービス対価 5000 円（消費税及び地方消費税別）を利用者に返金するものとします。利用者は当社の求めに応じて直ちに振込先口座を当社に通知するものとし、当社の求めから3カ月以内に振込先口座の通知がない場合には、利用者は本サービス対価の返金請求権を失うものとします。
5. 利用者は、前項に定める本サービス対価の一部返金が、当社の唯一の契約不適合責任であり、利用者は、当社に対して、契約不適合の修補、追完等いかなる請求もできないことを予め了承するものとします。

第6条 本サービスに含まれない作業

利用者は、本サービス内容として MDM 管理下登録作業（端末側の作業）を選択することは可能ですが、本サービスの内容に MDM 初期設定作業（サーバ側の作業）は含まれず、これを当社に依頼する場合には、別途当社が販売するサポートチケットを購入して当社の作業代行サービスを受ける必要があることを確認するものとします。

第7条 利用者の情報提供義務

利用者は、本サービスの提供を受けるにあたり、当社が要求するアカウント情報等を当社に開示するものとし、利用者がこれを怠ったことにより本件サービスが完了しない場合、利用者に生じた損害について当社はいかなる責任も負わないものとします。

第8条 再委託

当社は、本サービスの全部又は一部を当社の責任において第三者（以下「再委託先」とします）に再委託することができるものとします。但し、当社は再委託先の行為に対しても連帯して責任を負うものとします。

第9条 機密情報及び個人情報

1. 当社及び利用者（以下「各当事者」とします）は、善良なる管理者の注意をもって相手方の機密情報及び個人情報を保護し、知る必要があつて書面で機密の保持に合意した役員・従業員及び再委託先（以下「従業員等」とします）以外の第三者に対してこれを開示せず、また、本サービスの利用又は提供の目的以外にこれを利用しないものとします。各当事者は、本項の違反に関する自己の従業員等の行為に対しても連帯して責任を負うものとします。
2. 本規約において「機密情報」とは、本サービスに関し相手方から開示を受けた情報のうち、機密として明示された情報又は開示時の状況により機密であると合理的に判断さ

れる情報を指すものとします。ただし、以下の各号のいずれかに該当する情報は、機密情報に該当しないものとします。

- (1) 情報開示の時点で、すでに公知又は公用である情報
 - (2) 情報開示後、情報の開示を受けた当事者の責に帰すべき事由によらず、公知又は公用となった情報
 - (3) 情報の開示の以前から、情報を受領した当事者が適法に所持していた情報
 - (4) 情報の開示の後、情報を受領した当事者が、第三者により秘密保持義務を負わず適法に入手した情報
3. 本規約において「個人情報」とは、当社が本サービスを行う上で利用者から提供された個人情報を指すものとします。
 4. 第1項にかかわらず、本サービス提供のためのシステムに起因する情報漏洩等の事故に関し、当社は、一切の責任を負わないものとします。
 5. 第1項にかかわらず、各当事者は、可能な限り事前に相手方に通知して開示に対する異議申し立てを行う機会を相手方に与えた上で、法令に基づき相手方の機密情報及び個人情報を行政機関等に開示できるものとします。
 6. 本サービス提供が完了した場合、又は、相手方から要請があった場合、各当事者は、相手方の要求に従い、速やかに機密情報及び個人情報を返却、又は、廃棄するものとします。但し、利用者データについては、当社は返却義務を負わず、廃棄義務のみを負うものとします。

第10条 解除

当社は、次のいずれかの場合に、利用者との本サービスに関する契約を解除し、利用者への本サービスの提供を停止又は終了させることができます。また、利用者は当社に生じた損害及び費用（和解費用及び合理的な弁護士費用を含む）を賠償する義務を負うものとします。

- (1) 利用者が本規約その他当社の定める利用規定に違反した場合
- (2) 利用者の所在地が不明で通常の方法により連絡が取れなくなった場合
- (3) 利用者が監督官庁から営業許可等の取り消し、停止等の処分を受けた場合
- (4) 利用者が自ら振出し、若しくは引受けた手形又は小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至った場合、又はこれに類する信用不安の状況に陥った場合
- (5) 利用者が破産、特別清算、民事再生、又は会社更正の申し立てを受け、又は自ら申し立てをした場合
- (6) 利用者に差押、仮差押、仮処分又は競売の申立があったとき、若しくは公租公課を滞納した場合
- (7) 利用者に支配権の変更（株式購入、買収、合併、その他の企業取引など）が発生した場合
- (8) 利用者が当社の販売代理店その他当社が指定した者を經由して本サービスを利用する場合であって、利用者と同該販売代理店その他当社が指定した者との間の契約が理由の如何を問わず終了した場合
- (9) その他、合理的な理由に基づき当社が不適切と判断した場合

第11条 譲渡制限

当社及び利用者は、相手方の書面による事前同意なく、本サービスに関する権利及び義務を第三者に譲渡し、又は、担保に供してはならないものとします。

第12条 反社会的勢力の排除

1. 当社及び利用者は、相手方に対し、次の各号の事項を確約するものとします。
 - (1) 自己が暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずるもの又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」とします）ではないこと。
 - (2) 自らの役員（取締役、執行役、業務を執行する社員、又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本規約を締結するものではないこと。
 - (4) 本規約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - (5) 上記各項に該当する者と社会的に非難されるべき関係を持っておらず、また、今後も関係を持たないこと。
2. 当社及び利用者は、相手方が前項の確約に反した場合には、相手方に対して何らの催告を要せずして本サービスに関する契約を解除することができ、また併せて損害賠償を請求することができるものとします。
3. 前項により本サービスに関する契約が解除された場合には、解除された当事者は、解除により生じる損害について、解除権を行使した当事者に対して一切の損害賠償請求を行わないものとします。

第13条 残存義務

本サービス提供の完了後といえども、機密情報及びその他の性質上存続すべき条項は有効に存続するものとします。

第14条 準拠法及び管轄裁判所

本規約は日本国法が適用され、本規約に関する紛争の一切は、訴額に応じ、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第15条 本規約の変更

当社は、利用者に対して、事前に通知することにより、本規約を変更することができるものとします。本規約変更後に本サービスを利用した利用者は本規約の変更を承諾したものとみなします。ただし、文言の修正等、利用者に不利益を与えない軽微な変更については、事前通知を省略できるものとします。また、利用者は規約変更に承諾しない場合には、本サービスを解約することができるものとします。

第16条 不可抗力免責

天災地変、戦争・暴動・内乱、輸送機関の事故、労働争議、その他不可抗力の事由により、当社又は利用者が本規約に基づく債務を履行することができない場合には、相手方に対して債務不履行の責任を負わないものとします。

第17条 分離可能性

本規約のいずれかの条項が、無効、違法又は強制執行不能とされた場合、当該条項の意図と経済的効果に最も近い有効な条項として解釈されるものとします。また、本規約の残りの条項はこれにより何ら影響を受けることなく、有効かつ強制執行可能な形で存続するものとします。

第18条 協議事項

本規約に定めのない事項、又は本規約に関し疑義が生じた場合は、各当事者は、誠意を持って協議のうえ円満に解決を図るものとします。

附則 この本規約は令和4年9月26日から実施されます。